

町民からの声への対応状況

平成 23 年 11 月受付分

受付月日	項 目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
11 月 11 日	町政住宅の入居者について	町営住宅の入居者の中に、自治会に参加しない方やマナーが悪い方などがおられるようです。 役場で入居後の状況をある程度把握されてはどうか。	町としては、町営住宅の入居者の方についても、自治会等へは積極的に参加していただきたいと思っておりますが、強制することはできません。また、自治会費については各自治会でのことですので、町が請求等をすることもできかねます。 町営住宅の入居者の現状把握については、年に 1 回、収入申告書の提出があり、世帯の収入状況等について提出することになっています。町はこれにより状況を把握しています。本来は入居者の世帯状況等により、適した住宅を提供すべきですが、北栄町では单身用の住宅等がなく、収入基準が超えない以上は、そのまま住宅を提供しているのが現状です。また、同居者の異動等があった場合には、速やかに町へ届け出なければいけないことになっています。 ペットの飼養についても、その都度注意・指導を行いそれに従わない場合は退去していただくことになっています。	生活環境課